

令和7年度  
五 泉 市

# 令和7年度で終了します

単独チャレンジ補助事業

## がんばる農家営農継続支援事業

(遊休農地発生対策支援)

### 事業目的

小規模であっても、がんばって農業を続ける農家の経営継続を支援するため、農作業用機械等の導入経費に対して、予算の範囲内で支援を行います。

### 事業概要

#### ・事業主体 (補助対象者)

令和6年度までに個人上限累計30万円に達している方も活用可能



市内に住所を有し、自ら農業に従事する以下に定める者

- ①導入機械の利用により、今後7年以上の営農継続見込みがある者。
- ②7年後まで申請時の経営面積の維持、もしくは拡大の見込みがある者。
- ③認定農業者又は地域計画に位置付けられた者を除く個人農業者。

#### ・補助対象

農業経営を行っていくうえで、必要な農業機械等

(トラクター、コンバイン、田植機、野菜移植機、耕運機、養液土耕システム等)

※農業用以外の用途が考えられる汎用性の高い機械等は原則不可(トラック、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー等)

※導入する機械等は、耐用年数が5年以上のものに限る。

※中古品については、農機具を取り扱う販売店から購入するものに限る。



#### ・補助対象事業費・補助率

事業費30万円以上(消費税及び地方消費税を除いた経費)

補助率は、事業費×20%以内とします。

補助上限額は、当該事業の累計額で30万円までとします。

申請は1経営体につき、1申請1機械とします。

#### ・目標及び達成状況報告

事業主体は、3年後の経営状況について目標を設定していただき、

目標の達成状況を原則3年後まで毎年度報告していただきます。

#### ★注意点★

- 申請前に購入したものは補助対象になりません。
- 国、県及び市のその他の補助金の交付を受けることが可能な場合は、本事業は活用できません。
- 後日、上記の補助金の交付が判明した場合、本事業の補助金は返還となります。

#### 事業申請受付

令和7年4月1日(火)から

※申請額が予算の上限に達し次第、申請受付を停止します。

問い合わせ先：農林課振興係 (TEL: 43-3911 内線: 259・260)